

# 令和8年度浜松市学校ネットパトロール等業務委託 仕様書

## 1 本仕様書の趣旨

本仕様書は、契約に従い浜松市（以下「委託者」という）が受託者に委託する令和8年度浜松市学校ネットパトロール等業務委託（以下「本業務」という）に係る業務内容、必要事項等を示したものである。

## 2 目的

インターネット上に潜む危険から子どもたちを守るために、学校非公式サイトや個人プロフィールサイト、SNS等における子どもたちの書き込みについて現状把握を行うとともに、インターネット上から発生し得るいじめを中心とした問題行動対策に役立てる。

## 3 履行期間

令和8年4月1日 から 令和9年3月31日まで

## 4 履行場所

契約締結後に委託者と受託者の協議によって決定する。

## 5 調査対象

浜松市立全小中高等学校（小学校96校、中学校49校、高等学校1校）

## 6 業務内容

本業務の範囲及び主な作業項目は次のとおりとする。

### （1）学校ネットパトロール

#### ア 方法

- (ア) 対象校すべての学校名及び学校名の略称を基に、非公式サイトやプロフィールサイト、SNS等を検索し、リスト化する。
- (イ) リスト化されたサイトについて、目視による巡視を行う。

※上記には、委託者による既知の非公式サイトを含める。

#### イ 頻度

小学校について、期間中1ヶ月間の調査を各学校年2回、中学校及び高等学校については期間中1ヶ月間の調査を各学校年3回実施すること

- ・ ア（ア）について、調査実施月のうち月1回以上
- ・ ア（イ）について、調査実施月のうち月2回以上

※小学校年2回の内訳については、各学校に対し4月～9月、10月～3月の期間で各1回とする。

※中学校及び高等学校の年3回の内訳については、各学校に対し4月～7月、

8月～11月、12月～3月の期間で各1回とする。

#### ウ 投稿の分類

- ・ 目視による巡視によって不適切な投稿が発見された場合には、内容により次の分類を行う。

##### (ア) 緊急度

###### 【緊急度・高】

人命にかかわること、犯罪予告、事件や犯罪に巻き込まれた等、緊急に対応が必要なもの。

###### 【緊急度・低】

緊急度・高に当てはまらないもの。

##### (イ) リスク度

###### 【リスク度・高】

飲酒、喫煙、窃盗、無免許運転など触法行為に関する事、いじめ、自殺、自傷やそれに類する悩みの掲載など。

###### 【リスク度・中】

顔がわかる写真の掲載、本人または他人の個人情報掲載、誹謗中傷、不健全な性的表現。

###### 【リスク度・低】

リスク度・高・中に当てはまらないもの。

- ・ なお、上記分類により、“緊急度・高”に分類されたものについては、委託者との事前協議により決定した様式により速やかに委託者へ電子メールにて報告する。
- ・ 受託者から直接的に警察等へ通報は行わない。
- ・ 委託者から不適切な投稿等についての情報提供依頼があった場合、受託者は速やかに委託者へ情報の提供を行う。

#### (2) 削除依頼

委託者から削除依頼があった不適切な投稿等について、受託者は速やかにサイト管理者等に削除依頼をすること。また、削除依頼の結果を委託者へ報告すること。

なお、受託者単独での削除依頼が困難な場合は、委託者や被害者と相談、協力の上で実施すること。

#### (3) 情報モラル教育

受託者は委託者が指定する研修会等にて、本業務の結果を踏まえた現状と動向を年1回報告すること。なお、実施時期等詳細は委託者と相談の上決定する。

#### (4) 緊急依頼対応

委託者により緊急の調査・巡視の依頼があった場合、受託者は速やかに対応すること。

また、その対応回数は無制限とする。

なお、受託者単独での実施が困難な場合は、委託者と相談、協力の上で実施すること。

## 7 受託要件

- (1) 受託者は過去3年の間に、学校ネットパトロール等業務及び教育機関向け情報モラル研修を官公庁又は学校から委託され実施した業務実績があること。
- (2) 個人情報の保護に努め、ISO/IEC 27001認証を取得していること。

## 8 提出する報告書類

受託者が提出する報告書には下記の内容を含め、電子データにて提出する。

なお、報告書はカラー版とし、記載する内容に沿って色彩に意味を持たせること。

### (1) 実施報告書

- ア 調査結果報告書 小学校2回、中学校及び高等学校3回  
イ 年間報告書1回

### (2) 学校ネットパトロールによって得られた以下の情報

- ア 発見された非公式サイトの総数  
イ 発見されたSNS等の総数  
ウ 6(1)ウによって分類されたURLリスト  
エ 分類別割合分析  
オ 特記すべき対応の履歴  
カ 課題点等

なお、上記のうち、(2)ウのURLリストについては、エクセル形式で各学校別にファイルを分けて作成すること。一覧表には、各サイトの問題点、書き込み内容、個人名ハンドル名等の要約を記載し、各学校へ配布した時に確認しやすいものとすること。また、内容が画像である場合は、一覧表上に画像を添付して見やすい形式とすること。調査結果については、(1)アは翌月10日までに、(1)イは履行期間終了日までに委託者へ提出すること。

## 9 業務に必要な情報の提供について

委託者は受託者に対し、本業務に必要と想定される以下の情報を提供する。

- ・連絡窓口及び報告先メールアドレス、電話番号、FAX番号
- ・対象学校一覧（所在地住所を含む）
- ・対象校の既知の略称・通称

- ・児童・生徒数
- ・既知の学校非公式サイト

## 10 業務の適正な実施に関する事項

### (1) 個人情報保護

児童生徒、教職員、雇用者等の個人情報を取り扱う場合には、「個人情報の保護に関する法律」に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び損の防止その他個人情報の保護に努めなければならない。

### (2) 守秘義務

受託者は、本事業を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用してはならない。また、業務委託終了後も同様とする。

### (3) その他

個人情報の取扱いに係る特記事項第3項に規定する保管を要するとされたものは、受託者の調査においてリスト化された学校非公式サイト、プロフィールサイト、SNS等及び判明した不適切な投稿等の情報（本業務を次年度も受託することが決定した場合であって、継続調査に必要な範囲に限る。）とする。

## 11 疑義の解釈

本仕様書に明記されていない事項及び内容に疑義が生じた場合は、その都度、委託者と受託者が協議して定めるものとする。